

様式第1号

年 月 日

守 口 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、下記のとおり家庭的保育事業等の認可を受けたいので、別添家庭的保育事業等実施計画書を添えて申請します。

記

1. 事業所名
2. 事業所所在地
3. 認可定員
4. 事業開始予定日

家庭的保育事業等実施計画書

事業所名			
事業者名			
事業所所在地	最寄駅 線 駅		
	電話番号	FAX番号	
管理者名			
開所日数等 (年間)	日	土曜日の開所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開所時間等 (1日当たり)	開所時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
	保育時間	時 分 ~ 時 分 (時間)	
実施する家庭的保育事業等の区分 (該当するものに○をつけること。)	実施事業	区 分	添付する付表
		家庭的保育事業	付表 1
		小規模保育事業A型	
		小規模保育事業B型	
		小規模保育事業C型	付表 2
		居宅訪問型事業	
		保育所型事業所内保育事業	付表 3
	小規模型事業所内保育事業		
事業開始予定日	年 月 日		

付表 1

家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項

認可定員	0歳児		1歳児		2歳児		計	
利用定員 (見込み)	0歳児		1歳児		2歳児		計	
職員数	名 (うち管理者 名、保育士等 名、嘱託医 名 調理員 名、その他 名)							
建物・ 屋外遊戯場	建物	構造	造 階の 階部分 (地上 階、地下 階)					
		面積	敷地面積 m ²		延床面積 m ²			
	所有	敷地		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸				
		建物		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸				
	屋外遊戯場 面積		m ²		(うち自己所有地		m ²)	
連携施設	施設名							
	設置者名							
	施設類型		<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園					
	所在地							
	連携内容 (該当するものに ○をつけること。)		<p>利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>					

連携施設 (続き)	(具体的な連携内容)	
延長保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
休日保育 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分(時間)
食事の提供	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 搬入施設からの搬入 <input type="checkbox"/> その他()
	(衛生面、栄養面等への対応) ※搬入施設からの搬入の場合のみ 搬入施設名 : 搬入施設所在地 :	
衛生管理・ 健康管理	(事業所の衛生管理及び利用乳幼児等の健康管理)	
保護者への 支援等	(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携)	
秘密保持等	(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い)	
苦情への対応	(苦情を解決するための措置)	
運営状況等の 評価及び公表	(運営状況等の評価方法及びその公表方法)	

經 營 者 一 覽 表

	職 名	氏 名	年 齡	職 業	住 所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

経 営 者 履 歴 書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	
職 歴 等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月	資格番号等	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

職員体制計画書

1 職員体制

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任 の別	常勤・非常勤 の別	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※ 職員配置基準の対象となる非常勤職員がいる場合については、「備考」欄に「職員配置基準対象」と記入すること。

2 職員配置基準（居宅訪問型事業は除く）

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数	基準の対象となる非常勤職員	
			常勤換算した数	対象職員数
名	名	名	名	名

管理者の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	
職歴等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月	資格番号等	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

職員の履歴書

フリガナ 氏 名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
職歴等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類		資格取得年月	資格番号等
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

各室面積表

1 各室面積

室名	対象となる乳幼児の年齢	認可定員	面積(m ²)	乳幼児1人当たり面積(m ²)
合計				

※「室名」の欄には、「乳幼児の保育を行う部屋」(家庭的保育事業のみ)、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」、「調理室」、「調理設備」、「医務室」(保育所型事業所内保育事業のみ)、「便所」、「沐浴設備」、「廊下その他」等の区分を記入し、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」については「対象となる乳幼児の年齢」、「認可定員」及び「乳幼児1人当たり面積」の欄を記入すること。

※「合計」の欄の面積は、事業所の専有延床面積と一致させること。

2 屋外遊戯場

面積(m ²)		認可定員(2歳児以上)		乳幼児1人当たり面積(m ²)	
面積の内訳(m ²)	自己所有		借地	代替地(公園等)	

家庭的保育事業等の連携施設承諾書

年 月 日

守 口 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

家庭的保育事業等の認可を受けようとする下記事業者の連携施設となることを承諾いたします。

1 連携施設となる家庭的保育事業等の認可を受ける事業者

事業者名	
事業所名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業
事業所所在地	
連携開始予定日	

2 連携施設の概要

連携施設名	
施設区分	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園
認可定員	
施設所在地	

2 連携施設として連携する内容

連携する内容 (該当するものに○をつけること。)	<input type="checkbox"/>	食事の提供に関する支援
	<input type="checkbox"/>	嘱託医による健康診断等に関する支援
	<input type="checkbox"/>	屋外遊戯場の利用に関する支援
	<input type="checkbox"/>	合同保育に関する支援
	<input type="checkbox"/>	後方支援
	<input type="checkbox"/>	行事への参加に関する支援
	<input type="checkbox"/>	卒園後の受け皿としての支援 (受け入れる3歳児の数) 人
具体的な連携内容		

児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

市 町 村 長 様

住 所

名 称

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第34条の15第3項第4号

次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。